

転作作物の出荷・販売に取組む方 → **がんばる農業応援事業**

※予算の範囲内での交付となりますので、交付単価に変動が生じる場合があります。


1 地域振興作物奨励助成
 【対象者】出荷・販売を目的として対象作物を水田に作付けした農業者
 【対象作物】おたねにんじん、エゴマ、にんにく
 【補助率】6,000円/10a以内

2 飼料用米作付奨励助成
 【対象者】出荷・販売を目的として飼料用米を作付けした農業者
 【補助率】9,000円/10a以内

3 備蓄用米作付奨励助成
 【対象者】出荷・販売を目的として備蓄用米を作付けした農業者
 【補助率】2,000円/10a以内

4 酒米作付奨励助成
 【対象者】出荷・販売を目的として酒米を作付けした農業者
 【補助率】9,000円/10a以内

5 土地利用型作物作付拡大奨励助成
 【対象者】出荷・販売を目的として前年度における主食用米面積から非主食用米及び畑作物を10%以上転換拡大した農業者
 【補助率】2,500円/10a以内



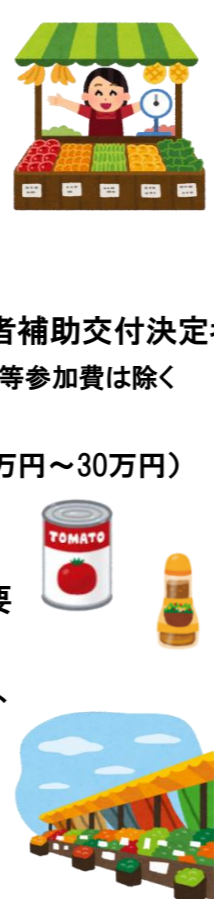
農産物の販路拡大や加工を行う方 → **農産物販路拡大促進事業**

1 新商品開発、既存商品リニューアル及びPR支援
 【対象者】町内の農業者(農地所有適格法人を含む)
 【対象経費】新商品開発、既存商品リニューアル及びPR支援に係る費用
 設備費、印刷製本費(外部発注するもの)、広告料、委託料
 ※パソコン、カメラ、タブレット等汎用性の高いものは除く
 【補助率】対象経費1/2以内(上限額30万円、年度中1回までの申請)
 【留意事項】事業実施年度から3年間、事業実施状況報告書の提出が必要

2 町外での農産物販路拡大支援
 【対象者】町内の有機JAS認証者・GAP認証者・認定新規就農者・農業後継者補助交付決定者
 【対象経費】(1)公募している市場やマルシェ、商談会等参加費 ※食費・懇親会等参加費は除く
 (2)車賃、鉄道賃、宿泊費、商品等運送費、物品借上料等
 【補助率】対象経費10/10以内(年度中1回までの申請、1申請における上限額10万円～30万円)

3 町内での農産物販売促進イベント開催支援
 【対象者】イベントを主催する町内の農業経営体
 ※主催者を含む3戸以上の町内の農業経営体で開催することが必要
 【対象経費】農産物販売イベントに係る費用
 広告料、委託料(販売員の委託は対象外)、会場・物品借上料等、
 印刷製本費(外部発注するもの)
 【補助率】対象経費1/2以内(上限額30万円、年度中1回までの申請)

4 農産物・農産加工品の生産や販売に係る認証等の取得及び更新支援
 【対象者】町内の農業者(農地所有適格法人を含む)
 【対象経費】(1)有機JAS認証に係る費用 認証に係る審査及び調査費用等
 (2)GAP認証に係る費用 認証に係る審査及び調査費用等
 (3)食品衛生責任者資格取得に係る費用 養成講習会受講料及び教材費
 【補助率】対象経費1/2以内(上限額5万円、年度中1回までの申請)
 ※ 国や県等、他の制度で補助金等の交付を受ける場合は、全事業補助対象外です。



令和6年度 会津美里町農業関係補助金のお知らせ



※注意※

記載の事業は、町への申請前に実施(購入)してしまうと補助の対象になりません。必ず実施前(購入前)に補助金申請を行ってください。
 なお、詳しい内容は以下までお問合せください。

お問い合わせ
 会津美里町産業振興課 (会津美里町役場 本庁舎2階)
 電話 0242-55-1191

新たに農業を始める方



新規就農者育成奨励金事業

1 新規就農者補助

【対象者】次の要件をすべて満たす者

- ・町内に住所を有し居住している者又は新たに居住する者
- ・年齢が55歳未満で5年以上かつ年間150日以上農業に専従する者
- ・青年等就農計画又は壮年就農計画の認定を受けた者
- ・就農後、5年以内に認定農業者になる意思がある者
- ・下記3の補助金を受給していない者



【補助額】月額 5万円(最長36ヶ月)

ただし、次の①～③の要件をすべて満たす者は月額10万円とします。

- ①親が農業経営を行っていない者が新たに農業経営を開始する者
- ②転入日から起算し、1年以内に壮年就農計画の認定申請をし、認定を受けた者
- ③転入日前日から起算し、過去2年間継続して会津美里町に住所を有していない者

2 移住新規就農者家賃補助

【対象者】上記1の要件を満たす者のうち、転入日前日から起算し、過去2年間継続して会津美里町に住所を有しておらず、就農するために新たに町に居住する者で、住居が賃貸住宅の者

【補助額】月額家賃の1/2以内(上限額 2万5千円:最長36ヶ月)

3 農業後継者補助

【対象者】次の要件をすべて満たす者

- ・町内に住所を有し居住している者
- ・主として農業によって生計を立てている親の農業経営を継承する意思がある者
- ・親の農業経営に加わって5年以内の者で、親の農業経営改善計画や家族経営協定により農業経営内における役割が明確にされている者
- ・年齢が18歳以上45歳未満で、5年以上かつ年間150日以上農業に専従する者
- ・上記1の補助金を受給していない者

【補助額】月額 3万円(最長36ヶ月)

農業の研修を行う方
農業研修を受け入れる方



新規就農者農業研修支援事業

1 農業研修補助

【対象者】次の要件をすべて満たす者

- ・町内に住所を有し居住している者
- ・就農準備資金(国庫補助)の交付を受け、県の認定機関で農業研修を行う者
- ・研修修了後、町内で就農する意思のある者
- ・就農後、5年以上町内で農業経営を継続する意思のある者

【補助額】月額 1.25万円(最長24ヶ月)



2 農業研修受入補助

【対象者】次の要件をすべて満たす経営体

- ・町内に住所を有し居住している経営体
- ・就農準備資金(国庫補助)の交付を受ける研修生の農業研修を実施する経営体(受け入れる研修生は、研修修了後町内で就農する意思のある者とする)

【補助額】研修生1人につき月額 2万円(最長24ヶ月、当該年度2人分まで)

3 移住農業研修生家賃補助

【対象者】次の要件をすべて満たす者

- ・農業研修補助の対象者であり、農業研修を行うために新たに町に居住し、住居が賃貸住宅である者
- ・転入日前日から起算し、過去2年間継続して会津美里町に住所を有していない者

【補助額】研修期間中の月額家賃の1/2以内(上限額 2万5千円:最長24ヶ月)

定年退職後に専業就農する方



農業担い手支援事業

【対象者】次の要件をすべて満たす者

- ・町内に住所を有し居住している者
- ・定年退職後で就農後1年以内の者
- ・年齢が55歳以上で、農業経営改善計画の認定を受けた者

【対象経費】農機具及び設備購入費、園芸作物における種苗の購入費

【補助率】対象経費の1/2以内(上限額50万円)



農業用機械・種苗・施設等を導入する方
農業経営を法人化する方、研修を行う方



農業生産力強化支援事業

1 農業機械購入支援

【対象者】認定農業者又は認定新規就農者

【対象経費】農業経営に必要な機械等の購入費(本体に附属する機械は30万円以上)
※草刈機や軽トラック、パソコン等農業経営以外に容易に供されるような汎用性の高い機械等は除く

【交付要件】機械の導入により対象作物の経営面積を拡大させること

- 水稲:前年度から1ha以上の拡大
- 園芸作物:前年度から10%以上(新規作付の場合は5a以上)の拡大
- 果樹:前年度から5%以上(新規作付の場合は5a以上)の拡大

【補助率】対象経費1/3以内(上限額50万円。ただし、先進技術を活用した機械等の場合は上限額150万円とする。)※対象機械等についてはお問い合わせ下さい



2 園芸種苗購入支援

【対象者】認定農業者又は認定新規就農者

【対象経費】園芸作物及び果樹栽培における種苗又は苗木等の購入費(総額1万円以上)

【対象作物】町地域振興作物(アスパラガス、きゅうり、トマト、さやいんげん、ねぎ、宿根カスミソウ、キク)、りんご、柿、ぶどう、日本なし、もも、うめ

【交付要件】出荷・販売を目的としており、5a以上の新規作付又は面積拡大であること

【補助率】認定農業者:対象経費1/3以内(上限額10万円)
認定新規就農者:対象経費1/2以内(上限額10万円)



3 園芸施設等導入支援

【対象者】認定農業者又は認定新規就農者

【対象経費】(1)パイプハウスの購入費又はリース費用
(2)灌水装置等の購入費

【対象作物】町地域振興作物(アスパラガス、きゅうり、トマト、さやいんげん、ねぎ、宿根カスミソウ、キク)、りんご、柿、ぶどう、日本なし、もも、うめ

【交付要件】(1)パイプハウスの購入又はリースの場合は、施設導入面積が1a以上の新規又は増設であること

(2)灌水装置等の購入の場合は、新規又は増設であること

【補助率】(1)パイプハウスの導入 対象経費1/2以内(上限額100万円)
(2)灌水装置等の導入 対象経費1/2以内(上限額50万円)

4 農業法人設立支援

【対象者】町内の農業者

【対象経費】農業経営を法人化する取組に必要な経費

【交付要件】設立法人の役員に認定農業者又は認定新規就農者が含まれていること

【補助率】10万円(定額)

5 農業研修参加支援

【対象者】町内の農業者

【対象経費】(1)研修参加費、研修資料代
(2)会場までの車賃、鉄道賃宿泊料等

【交付要件】町外で開催される農業関連研修(先進地視察研修含む)で、公募されていること

【補助率】対象経費1/2以内(上限額3万円)



6 農業用井戸導入支援

【対象者】認定農業者又は認定新規就農者

【対象経費】農業用井戸の新設に係る費用(ポンプ小屋等は除く)

【対象作物】水稲、園芸作物、果樹

【交付要件】新規水源を確保するために農業用井戸を新設すること

井戸設置場所が町内の農地であること(水稲の場合は土地改良事業受益地を除く)

【補助率】対象経費1/2以内(上限額5万円)

菌床や関連設備を導入する方



特用林産物振興支援事業

1 菌床等購入支援

【対象者】町内に住所を有する農林業者

【採択要件】出荷・販売を目的としており、500菌床以上の新規又は規模拡大であること

【対象経費】菌床等の購入費

【補助率】対象経費1/2以内(上限額10万円)



2 栽培施設等導入支援

【対象者】町内に住所を有する農林業者

【採択要件】出荷・販売を目的としており、50㎡以上の新規又は増設であること

【対象経費】パイプハウスの資材代、菌床棚、暖房及び灌水装置等の購入費

【補助率】対象経費1/3以内(上限額30万円)